穂の国とよはし芸術劇場利用料金減免措置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、穂の国とよはし芸術劇場条例（平成24 年豊橋市条例第９号）及び穂の国とよはし芸術劇場条例施行規則（平成24 年豊橋市規則第38 号）に基づく穂の国とよはし芸術劇場の利用料金の減免措置について必要な事項を定めるものとする。

（減免対象及び減免区分）

第２条　穂の国とよはし芸術劇場の利用料金の減免対象及び減免区分は、別表のとおりとする。

（手続き）

第３条　減免を受けようとする者は、利用承認申請書に利用料金減免申請書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（その他事項）

第４条　指定管理者は、この要綱に基づく申請の取扱いに疑義が生じたときは、速やかに市と協議するものとする。

（雑則）

第５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成24 年４月２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25 年２月18 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28 年４月１日から施行する。

別表１（第２条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">減免対象</td><td colspan="2">減免区分</td></tr>
<tr><td>施設利用料金</td><td>附属設備利用料金</td></tr>
<tr><td>豊橋市、豊橋市教育委員会、公益財団法人豊橋文化振興財団が主催又は別表２に掲げる共催事業（主ホール及びアートスペースの利用については、穂の国とよはし芸術劇場の利用等に関する要綱第４条第２項に定める事業に限る。）</td><td>免除</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>特例かつ公益上必要なもの
（市の関係部局長の副申が必要）</td><td>1/2 減額</td><td>1/2 減額</td></tr>
<tr><td>穂の国とよはし芸術劇場に関し豊橋市と協定を結んだ者が主催する事業</td><td>2/3 減額</td><td>2/3 減額</td></tr>
</table>

備考

免除及び減額の対象となる利用は、準備及び撤去を含む公演当日での利用、公演前日のリハーサルでの利用及び１回の総合練習等とする。

ただし、豊橋市、豊橋市教育委員会、公益財団法人豊橋文化振興財団が主催する事業及び市長が特別に認める事業についてはこの限りでない。

別表２（別表１関係）

主ホール及びアートスペースを利用する場合
・市、市教育委員会又は公益財団法人豊橋文化振興財団（以下「市等」とする。）が共催承認した事業 ただし、他の地方公共団体並びに他の地方公共団体が事務局を務める協議会及び実行委員会の主催事業は除く。 ・市等が事務局又は市長等が組織の長となっている協議会及び実行委員会の事業
その他諸室を利用する場合
・市等が共催承認した全ての事業 ・市等が事務局又は構成員となっている協議会、実行委員会の事業